【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成28年6月28日
【会社名】	シナネンホールディングス株式会社
【英訳名】	SINANEN HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　崎村　忠士
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目４番22号
【電話番号】	東京03（5470）7185　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役人事総務部長　田中正人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目４番22号
【電話番号】	東京03（5470）7185　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役人事総務部長　田中正人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番1号）

1【提出理由】

平成28年６月24日開催の当社第82期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月24日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものであります。

第２号議案　剰余金処分の件

別途積立金の減少に関する事項

別途積立金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものであります。

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金15円

第３号議案　株式併合の件

当社普通株式について、５株を１株に併合するものであります。

第４号議案　定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）

監査等委員会設置会社へと移行することに伴い、定款規定の新設及び削除等を行うものであります。また、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう定款規定の新設及び削除等を行うものであります。

第５号議案　定款一部変更の件（発行可能株式総数及び単元株式数）

発行可能株式総数と単元株式数を変更するものであります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

﨑村忠士、清水直樹、夢野裕之、田中正人を取締役に選任するものであります。

第７号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

山﨑正毅、重森豊、篠連を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第８号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

安田明代を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第９号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額２７６百万円以内とするものであります。

第10号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額７２百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	46,661	59	－	（注）１	可決　99.8
第２号議案	46,518	202	－	（注）１	可決　99.5
第３号議案	46,575	145	－	（注）２	可決　99.6
第４号議案	44,103	2,617	－	（注）２	可決　94.3
第５号議案	46,589	131	－	（注）２	可決　99.7
第６号議案					
崎村　忠士	40,807	5,913	－	（注）３	可決　87.3
清水　直樹	45,730	990	－	（注）３	可決　97.8
夢野　裕之	46,299	421	－	（注）３	可決　99.0
田中　正人	46,265	455	－	（注）３	可決　99.0
第７号議案					
山﨑　正毅	46,606	113	－	（注）３	可決　99.7
重森　豊	40,720	5,999	－	（注）３	可決　87.1
篠　連	46,606	113	－	（注）３	可決　99.7
第８号議案					
安田　明代	45,996	723	－	（注）３	可決　98.4
第９号議案	46,552	87	77	（注）１	可決　99.6
第10号議案	46,548	95	77	（注）１	可決　99.6

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上